

議案第 37 号

新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）
2. 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
3. 契約金額 一金 2,350,700,000 円
(消費税及び地方消費税を含む。)
4. 契約の相手方 住所 神奈川県藤沢市辻堂神台 1-3-39
オザワビル 8 階

氏名 門倉組・三橋設計特別共同企業体
代表者 株式会社門倉組
代表取締役 松村 大輔

令和 7 年 7 月 4 日提出

二宮町長 村田 邦子

工事請負契約書（債務負担行為等）（案）

収入印紙

1. 契約件名 新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）
2. 工事場所 二宮町 二宮 地内
3. 契約金額 金2,350,700,000円（総額）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金213,700,000円）
4. 工期 令和7年 月 日から令和10年3月31日まで
5. 前金払 ☒ する ☐ しない
6. 部分払 ☒ する ☐ しない
7. 部分引渡し ☐ する ☒ しない
8. 契約保証金 二宮町契約規則（平成8年二宮町規則第10号）第37条第3号の規定により、免除する。
9. 解体工事に要する費用等 ☒ 該当する ☐ 該当しない
この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別紙のとおり。

10. 建設発生土の搬出先等

本件工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出先の名称及び所在地は設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書、入札概要書及びこれらに係る質問回答書を含む。）に定めるとおりとする。なお、本件工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は工事の施工前に「再生資源利用促進計画」を発注者に提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約約款及び本契約書と一体をなす設計図書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

（住 所）神奈川県中郡二宮町二宮961番地
発注者

（氏 名）二宮町長 村田 邦子

Ⓜ

（住 所）神奈川県藤沢市辻堂神台1-3-39
受注者 オザワビル8階

（氏 名）門倉組・三橋設計特別共同企業体

Ⓜ

代表者 株式会社門倉組

代表取締役 松村 大輔

工事請負契約約款（債務負担行為等）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書、入札概要書及びこれらに係る質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事（設計施工一体型）を契約書記載の工期内に完了し、工事目的物及び設計成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の承諾なく、設計成果物（未完成の設計成果物及び工事を行う上で得られた設計図書、記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。
- 7 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（契約金額内訳書及び工程表）

- 第3条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて、契約金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

- 第4条 発注者が求めたときは、受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第57条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の契約金額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金額債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第5条の2 受注者は、設計成果物（第39条の2に規定する指定部分に係る設計成果物を含む。以下本条から第8条までにおいて同じ。ただし、第6条、第7条、第7条の2は除く。）又は設計成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、本条から第8条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該設計成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。（著作者人格権の制限）

第5条の3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 設計成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

（受注者の利用）

第5条の4 発注者は、受注者に対し、設計成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

（著作権の侵害の防止）

第5条の5 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(委任又は下請負等の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、設計成果物作成業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、設計成果物作成業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出。

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出。

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116条）第7条の規定による届出。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(4) 設計成果物作成業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様と

する。

- (1) 現場代理人。ただし、受注者が自ら工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う場合は、置かないことができる。
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。ただし、同条第 2 項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第 3 項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。なお、「専任の監理技術者」は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任する。（以下同じ。））
- (3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）ただし、建設業法第 26 条の 2 の適用を受けない工事であっても、発注者が、専門技術者を設置することを設計図書に定めた場合には、専門技術者を設置しなければならない。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（管理技術者）

第 10 条の 2 受注者は、設計成果物作成の履行上の管理を行う管理技術者（設計図書に定めた技術者をいう。以下同じ。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計成果物作成の管理及び統轄を行う。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（照査技術者）

第 10 条の 3 受注者は、設計図書に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第 1 項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（履行報告）

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、管理技術者、照査技術者その他受注者が工事を施工等するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後発注者又は監督員の確認を受けて引き渡さなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分及び設計成果物が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造及び修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工等に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書、入札概要書及びこれらに係る質問回答書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第25条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日か

ら14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第62条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 設計成果物の引渡し前に、設計成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、そ

の損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 62 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 62 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち契約金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における災害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「契約金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第 31 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条から第 23 条まで、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場

合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事検査及び引渡し)

第 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会の上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(設計成果物検査及び引渡し)

第 32 条の 2 受注者は、設計成果物作成業務が完了したときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受注者は、第 2 項又は前項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 6 第 2 項の完了検査に合格したときをもって、設計成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、設計成果物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
- 7 受注者は、第 2 項の検査に合格しない場合において、発注者が期限を指定して修補を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、前 6 項の規定を準用する。
- 8 前項の修補が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、発注者は、履行期間経過後の日数に応じ、受注者に損害の賠償を請求することができる。この場合においては、第 48 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第 33 条 受注者は、第 32 条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）及び前条第 2 項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 32 条第 2 項及び前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又

は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、契約書で前払金の支払いを約した場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の4以内(ただし、発注者が別に定める上限額以内とする。)の前払金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の2以内(ただし、発注者が別に定める上限額以内とする。)の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6。ただし、発注者が別に定める上限額以内とする。)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第39条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6。ただし、発注者が別に定める上限額以内とする。)を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)に定める割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、契約書で部分払の支払いを約した場合においては、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員

の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する出来高金額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、当該出来形部分を他の部分から切り離すことができる場合にあっては、設計図書に別に定める額を請求することができる。また、この請求は、工期中設計図書記載の回数を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、設計図書に別に定めた場合を除き、次の式により算定する。この場合において第1項の出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の出来高金額 $\times$ (9/10-前払金額/契約金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。

(工事部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金額の額=指定部分に相応する契約金額の額 $\times$ (1-前払金額/契約金額)

(設計成果物部分引渡し)

第39条の2 成果物について、発注者が設計図書において、設計成果物作成業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の作成業務が完了したときは、第32条の2中「設計成果物作成業務」とあるのは、「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第33条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、設計図書に別に定めた場合を除き、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分引渡しに係る契約金額の額=指定部分に相応する契約金額 $\times$ (1-前払金額/契約金額)

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特例)

第40条 債務負担行為又は継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 金70,520,000円

令和8年度 金1,365,110,000円

令和9年度 金915,070,000円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 金78,360,000円

令和8年度 金1,516,790,000円

令和9年度 金755,550,000円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期」（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の契約金額相当額（以下この条及び次条において「契約金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前金払の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前金払を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前金払の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金（金一円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 契約金額相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ { 契約金額相当額 $-$ (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) } $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度	回
令和8年度	回
令和9年度	回

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条及び第39条の2において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められ

るときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物及び設計成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条第1項第2号及び第10条の2第1項並びに第10条の3第1項に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。

(10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 契約金額債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約金額として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えると
きは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の
工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、
受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第54条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す
ることができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場
合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。以下「原処分」という。）が下され、当該
原処分について処分内容が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45
号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(協議解除)

第55条 発注者は、工事が完了するまでの間は、第47条、第48条、前条及び第66条の規定によるほ
か、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その
損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第56条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、
当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡し
を受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければなら
ない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、
出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金
の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却
した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除
する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、
解除が第47条、第48条、第54条、第57条第3項又は第66条の規定によるときにあっては、その
余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じこの契約の締結の日
における支払遅延防止法に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、
365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、
その端数額又はその全額を切り捨てる。）の利息を付した額を、解除が第46条、第51条、第52条
又は第55条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の
出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。
この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又
は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復
して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品
を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により
滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を
賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管
理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を
含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付け
て、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条、第54条、第57条第3項又は第66条の規定によるときは発注者が定め、第55条の規定によるときは発注者と受注者とが協議して定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
(発注者の損害賠償請求等)
- 第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形金額に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法に定める割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 6 第2項の場合(第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
(企画提案書不履行に関する措置等)
- 第57条の2 受注者の責めに帰すべき事由により、履行できなかった場合、又は工事が完成する前にあっても履行できないと認められた場合は、違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者は、提案内容と異なる方法で同等の機能・品質を達成できると認められる場合は、違約金を減額又は免除することができる。
- 2 前項の規定による違約金は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
(受注者の損害賠償請求等)
- 第58条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして

発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 51 条又は第 52 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 33 条第 2 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 59 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予定）

第 60 条 受注者は、この契約に関して、第 54 条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第 54 条第 2 号のうち、受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 61 条 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴することができる。

(火災保険等)

第 62 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 63 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 64 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 65 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(受注者が反社会的勢力であった場合の発注者の解除権)

第 66 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員又は使用人が、受注者、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用する等していると認められるとき。

(5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、発注者は、受注者に対し、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も 5 年間適用する。

4 第 1 項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、すでに解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この

場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第 67 条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第 68 条 受注者は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) この契約の履行のために締結する契約の相手方（以下「当該相手方」という。）が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。また、当該相手方から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 2 受注者は、この契約の履行のために締結する契約において、第 66 条第 1 項及び前項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を約定しなければならない。
- 3 受注者が第 1 項の報告、届出等を怠ったときは、発注者はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。
- 4 第 66 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前各項の場合に準用する。

(用語の定義)

第 69 条 第 48 条、第 66 条から第 68 条までに掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところとする。

- (1) 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。
- (2) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. アからエまでに掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (3) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(補則)

第 70 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

仲 裁 合 意 書

工 事 名 新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）

工事場所 二宮町 二宮 地内

令和7年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 神奈川県建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法
第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事
紛争審査会を管轄審査会とする。

令和7年 月 日

発注者 神奈川県中郡二宮町二宮961番地
二宮町長 村田 邦子

受注者 神奈川県藤沢市辻堂神台1-3-39 オザワビル8階
門倉組・三橋設計特別共同企業体
代表者 株式会社門倉組
代表取締役 松村 大輔

仲 裁 合 意 書 に つ い て

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

新庁舎北棟整備工事

要求水準書

令和7年3月28日

二宮町

目次

第1 基本的事項

1 要求水準書の位置付け.....	3
2 要求水準の変更.....	3
3 整備に当たっての基本的な考え方.....	3
4 全体概要.....	3
5 本工事の概要.....	4
6 本工事の業務範囲.....	5

第2 業務実施及び工事施工に係る要求水準

1 共通的事項.....	7
2 調査等業務に係る要求水準.....	11
3 設計業務に係る要求水準.....	12
4 工事監理業務に係る要求水準.....	14
5 工事施工に係る要求水準.....	16
6 その他業務.....	18

添付1. 業務範囲図

添付2. 設計業務、工事監理業務、工事施工等の実施体制表

添付3. その他資料

第1 基本的事項

1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書(以下「本書」という。)は、二宮町(以下「町」という。)が、新庁舎北棟整備工事(以下「本工事」という。)を実施するに当たって、設計・施工一括発注方式で選定する設計・施工者(以下「受注者」という。)に要求する、実施設計業務や工事施工等の水準を示すものである。

(1) 要求水準の構成

本工事の要求水準は、以下のア、イ、ウから適切に理解すること。

ア 本書

本工事における受注者の業務全般について、要求水準を規定するもの。

イ 基本設計図書

本工事の対象施設に関する機能・性能・品質について、要求水準を規定するもの。
今後の実施設計でも原則踏襲する内容を示すもの。

ウ 各種資料

基本設計図書の意図や内容を補足するもの。

添付1. 業務範囲図

添付2. 設計業務、工事監理業務、工事施工等の実施体制表

添付3. その他資料(①施設概要図、②現場状況図、③インフラ検討図)

【参考】ラディアン周辺行政機能等集約基本設計(案)(概要版・令和6年6月)

※ イ「基本設計図書」の配布を受けるまでの参考として、二宮町ホームページより、ID 検索「2447」のページを参照のこと。

(2) 優先順位

要求水準の優先順位は、第1:「ア 本書」、第2:「イ 基本設計図書」、第3:「ウ 各種資料」の順とする。

2. 要求水準の変更

発注者は、本工事の期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。

要求水準の変更に伴い、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、契約書の規定に従い所定の手続を行うものとする。

3. 本工事に当たっての基本的な考え方

業務を実施するにあたり、基本的な考え方としてこれまでの経緯である以下の資料をよく把握しておくこと。

・ 「新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」 ※新庁舎基本計画を含む

- ・「二宮町役場新庁舎建設基本構想」
- ・「二宮町役場庁舎整備手法調査報告書」

4. 全体概要

- (1) 設計及び施工一括方式の業務管理体制の構築・実施
- (2) 建設設計業務(意匠・構造・電気設備・機械設備)、内訳書作成
- (3) 建築確認申請及び確認済証取得業務(開発手続きの協力)
- (4) 新築工事・施工管理及び各種申請・届出業務
- (5) システム導入レイアウト、什器・備品等配置検討業務
- (6) 工事監理業務
- (7) 検査済証取得業務(消防法に基づく届出・検査、町の検査を含む)
- (8) 建物の町への引渡し

5. 本工事の概要

- (1)業務に含む敷地範囲「添付1. 業務範囲図」による

ただし、開発協議、建築確認申請等の手続き範囲については別途協議とする。

- ※ 本工事は建物本体の工事であり、造成工事において設置した給水メーター(またはバルブ)、雨水汚水のますへの接続及び電気の引込みまでとする。

- ※ 「添付1. 業務範囲図」に含まれない屋外工作物、舗装(縁石とも)、屋外排水設備、フェンス設置等の外構工事は含まない。ただし、駐車場及び道路から玄関までのアプローチ部分は含むものとする。

- (2)整備内容

詳細は、「基本設計図書」による。

名称	規模(延床面積)	施設概要
役場庁舎北棟	3,650 m ² 程度	鉄筋コンクリート造3階

- (3)本工事のスケジュール

実施設計完了	契約日～令和8年3月
工事完成	令和8年4月(着工予定)～令和10年3月31日

- (4)都市計画等

立地場所	神奈川県中郡二宮町二宮地内
敷地面積	約 9,315 m ²
用途地域等	第1種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
地域地区	準防火地域、第2種高度地区(最高高さ15m)
その他	日影規制 5m:5時間～10m:3時間(測定面 GL+4m)

- (5)周辺インフラの状況

上水道	発注者にてメーターまで加入、引込予定
-----	--------------------

下水道	発注者にて公共污水ますまで引込予定
電話	敷地前面道路まで通信会社の架空通信線路を延伸予定(通信インフラ会社整備)
電力	敷地前面道路まで電力会社の架空送電線を延伸予定(電力会社との協議、検討に協力すること。建物の引込柱設置まで工事に含むものとする。)
テレビ電波障害	机上検討した結果、南西方面に電波障害が出る可能性があるため、工事着手前に実地調査を実施する(発注者による別途業務)
各種インフラ受益者負担金等	本工事において、各種インフラ整備に関する受益者負担金等が生じる場合には、発注者が負担する。
地盤データ	「ラディアン周辺行政機能等集約基本設計(案)(概要版・令和6年6月)」に、計画地の土質柱状図データを示す。 ※ 詳細は基本設計図書による ※ 施設の設計時において、必要に応じて事業者が地盤調査を行うこと。
敷地現況	①施設概要図、②現地調査報告書、③現状図による。 ※ 詳細は基本設計図書による
既存物の状況	建設用地である果樹公園内にある既存物は、基本設計図書「現況図」に示すとおりである。なお、果樹および支柱、ネット等は発注者により撤去する予定である。
周辺道路状況	南側 町道(認定外) 幅員 約5~6m 北側 町道約12.0m ※ 建設用地と花の丘公園との間は公園内通路である。 ※ 建築基準法上の道路は開発行為により整備する。

6. 本工事の業務範囲

本工事における受注者の業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 業務の対象

事業者は、本書に規定した仕様又はそれを上回る水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。必要な諸室や機能の詳細については「基本設計図書」による。

(2) 調査等業務

事前調査及び関連協議業務

- ・ 地質調査等、構造ほか、安全上の観点から、受注者が必要と判断して行う調査
- ・ 道路に関する関係機関協議(神奈川県、警察等)については発注者に協力すること

(3) 実施設計業務・工事監理業務・工事施工

実施設計業務には、建築確認申請(検査済証の取得を含む)および開発行為等に関連

する資料作成協力を含むものとし、工事監理業務には、完了検査等の手続業務を含むものとする。なお、その他関係法令手続についても適宜実施すること。(審査手数料は発注者の負担とする)

(4)発注者による、本工事と関連するその他工事等との連絡調整

- ・ 新庁舎南棟の実施設計及び施工業務
- ・ 外構工事(駐車場を含む)
- ・ 埋蔵文化財発掘調査業務
- ・ 什器、備品発注業務
- ・ 引越し業務
- ・ 議場システムの導入、設置工事
- ・ サーバー室内の機器、什器の設置工事
- ・ 防災行政無線の現庁舎からの移設工事
- ・ セキュリティシステムの導入工事
- ・ 証明書発行コーナーのシステムの設置工事
- ・ 現金収納システムの設置工事
- ・ 災対本部室の機器導入工事
- ・ 厨房機器の設置工事
- ・ 太陽光発電設備工事
- ・ 駐車場設備整備工事

(5)その他

事業者は、本工事により知り得た情報を町の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本工事以外の目的には使用しないものとする。

第2 業務実施及び工事施工に係る要求水準

1 共通事項

(1)適用法令等

本工事の実施に当たっては、都市計画法、建築基準法のほか関係法令、施行令、施行規則、条例、規則、要綱等の適用についてよく確認するとともに遵守すること。

(2)適用基準等

本工事の実施に当たっては、以下の基準等を遵守又は必要に応じて参照すること。また、基準等について、改定等がなされた場合は最新版に従うこと。以下に記載がない仕様書、基準等においても発注者が必要と判断する場合はこれを遵守すること。

なお、特記なきものは国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

基準等	備考
官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	
官庁施設の基本的性能基準	適用分類等は別途協議
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	
官庁施設の環境保全性基準	適用水準等は別途協議
建築設計基準	資料とも
建築構造設計基準	資料とも
構内舗装・排水設計基準	資料とも
建築工事標準詳細図	
建築設備計画基準	
建築設備設計基準	
雨水利用・排水再利用設備計画基準	
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	
公共建築工事標準仕様書(電気設備/機械設備工事編)	
敷地調査共通仕様書	
公共建築設計業務委託共通仕様書	
官庁施設の設計業務等積算基準	
公共建築工事積算基準	
公共建築数量積算基準	
公共建築工事内訳書標準書式(建築工事、設備工事編)	
建築工事設計図書作成基準	資料とも
建築設備工事設計図書作成基準	
災害拠点建築物の設計ガイドライン(案)	国土技術政策総合研究所資料

建築設備耐震設計・施工指針	日本建築センター
建築設備設計計算書作成の手引	国土交通省/公共建築協会
昇降機耐震設計・施工指針	国土交通省ほか
建築工事監理指針	国土交通省/公共建築協会
電気設備／機械設備 工事監理指針	国土交通省/公共建築協会
みんなのバリアフリー街づくり条例・施行規則	神奈川県

(3) 監督職員の指示

発注者が本工事の履行を監督する者として定めた職員(以下「監督職員」という。)の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。監督職員は、次に掲げる権限を有する。

- ・ 本工事の履行についての統括責任者に対する指示、承諾又は協議
 - ・ 設計図等の承諾
 - ・ 要求水準及び実施設計図書等に基づく工事施工のため、受注者が作成した詳細図等の承諾
 - ・ 要求水準及び実施設計図書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- ※ 発注者は本工事に伴うコンストラクションマネージャーを別途、委託し発注者の支援と補佐を行う。

(4) 実施体制と役割

設計業務、工事監理業務、工事施工の実施体制を、添付2.「設計業務、工事監理業務、工事施工の実施体制表」に示す。

受注者は、実施体制に係る書類を契約締結後速やかに監督職員に提出すること。

受注者の役割

- ・ 受注者は、本書の趣旨及び内容を十分に理解し、受注者の責任者として適正に本工事を遂行できる統括責任者を配置すること。統括責任者は、プロポーザル実施時に提出した書類に基づき配置すること。
- ・ 統括責任者は、監督職員との協議責任者とし、設計業務の管理技術者、工事監理業務の工事監理者、工事施工の現場代理人を統括し、実施設計業務から工事施工完了まで、本工事の推進と相互調整について責任をもって担うこと。
- ・ 統括責任者の下に、管理技術者、各設計業務主任技術者、工事監理者、現場代理人、監理技術者及び各施工主任技術者を配置すること。なお、各技術者については、プロポーザル実施時に提出した書類に基づき配置すること。
- ・ 業務の期間中に、統括責任者以下の各担当者について、発注者が不相当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。
- ・ 統括責任者以下の各担当者の変更は、本工事の完成・引渡しまでの間、やむを得ないとして発注者が認める場合を除き、変更を認めない。

(5) 関係官公署等への届出手続

本工事に必要な関係官公署、その他関係機関(民間含む。)への協議、報告、各種許認

可申請業務及び手続を行うこと。関係官公署への届出手続などに当たっては、届出内容などについて、あらかじめ監督職員に報告し、承諾を受けること。

なお、関係官公署等への届出手続に必要な費用(建築確認申請及び構造計算適合性判定、省エネ適合性判定、中間検査、完了検査等に係る手数料等を含む。)は、発注者の負担とする。

新庁舎へのインフラ(電力・給水・ガス等)の引き込みに関する負担金は原則として、発注者が負担する。ただし、整備に伴い支障となる既設インフラの移設や迂回に伴う費用は、原則として受注者の負担とする。内容については双方、協議により決定するものとする。

受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、協議記録を作成し、速やかに監督職員に提出すること。

(6) 打合せ及び記録

受注者は、本工事を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と綿密に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。

受注者は、監督職員から進捗状態などの報告を求められた場合は、速やかに、これに応じること。

受注者は、監督職員と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、速やかに監督職員の確認を受けること。

(7) コスト管理

ア コスト管理の考え方

- ・ 契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技術提案の内容を守りながら、提案時の価格提案書の総額を下回るようコスト管理を実施すること。
- ・ 賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、提案時の価格提案書の総額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、発注者と協議すること。
- ・ 要求水準の変更指示等、特に必要な場合又はやむを得ない事由により設計変更が生じた場合、提案時の根拠となる見積書等の単価に準じてコスト算出を行い、発注者と協議のうえ承諾を得ること。
- ・ 受注者は、コストの増減管理項目を整理し、実施設計終了時(工事着工前)に、設計図書に基づいて提案価格を下回る設計後内訳書を作成し、発注者に提出し承諾を得ること。

イ 施工期間中のコスト管理

- ・ 受注者は、設計後内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。
- ・ 設計変更内容については、発注者の指示する方法により変更内訳明細書を作成し、発注者の確認を受けること。
- ・ 要求水準の変更指示等、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更が生じた場合、設計後内訳書の単価を採用してコスト算出を行うこと。
- ・ 設計後内訳書に示されていない新たな単価に関しては、算出根拠や説明資料を提示

し、発注者と協議のうえ、承諾を得ること。

(8) 検査・引渡し

ア 完成検査

受注者は、工事施工の完成後(各法令に基づく完了検査を含む。)、工事完成を発注者に通知すること。

その後、本工事が完了したことを確認するために監督職員の下検査を受けること。手直し確認後、町の担当職員(以下「検査職員」という。)の工事完成検査を受け、合格すること。(検査職員は、監督職員以外の職員である。)

なお、工事施工中においても、検査職員による随時検査(工事の施工工程において特に検査が必要であると認めたときに行う検査)及び部分完成検査又は出来高検査を受けること。

イ 引渡し

受注者は、完成検査に合格したときは、速やかに工事目的物を引き渡さなければならない。その際、施設管理者に機器の取扱い、操作方法等、指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うこと。同説明内容については「総合維持管理業務仕様書」(書式等は、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」による。)として書面にわかりやすくまとめること。

ウ 工程表等

受注者は、契約締結後、業務着手から工事目的物引渡しまでの全工程表を発注者に提出すること。提出した工程表を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、本工事に支障がないよう適切な措置を講じること。

エ 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。その場合の部数は、監督職員の指示による。発注者で様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、監督職員の確認を受けること。

2 調査等業務に係る要求水準

調査等業務は、敷地や敷地周辺状況、本工事に伴う近隣への影響等を正確に把握することを目的とする。

(1) 現地調査

受注者は、本工事の適用法令等、適用基準等、その他関連する法令、制度及び制約条件を調査し、要求水準の内容に即した詳細な調査を行うほか、必要に応じて関係官公署等から情報収集を行い、実施設計上の対応方針を検討し、実施設計図書に反映させるものとする。また、調査に先立ち、各調査の調査計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。

(2) 受注者が必要に応じて実施する各種調査

上記(1)以外で、受注者が必要と判断して行う調査は、関係機関と協議し、現地立会いを行い、調査仕様(調査方法、位置、規模、構造など)について監督職員の承認を得た上で、受注者の負担において実施すること。(地質調査(供与資料に追加して必要な場合、供与資料仕様に準じて実施)など)

実施時期は、実施設計や工事着手に対して適切な対応が可能となる時期を適宜設定すること。(新庁舎北棟の実施設計開始直後、工事着手前、竣工後など)

3 設計業務に係る要求水準

設計業務は、基本設計図書の設計意図を実施設計に反映させ、発注者が要求する施設機能や使い勝手を高い精度で計画に盛り込み、不具合がなく満足度の高い施設にすることを目的とする。

受注者は、適用法令及び適用基準等に基づいて業務を実施するとともに、「(2)留意事項」を遵守して実施設計図書を作成すること。

(1)設計段階における許認可及び各種申請等の行政手続

受注者は、確認申請ほか各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を監督職員に報告するとともに、各種許認可等の書類の写しを監督職員に提出すること。また、各種申請等に必要な手数料は、発注者の負担とする。

各種許認可申請等に適合させるための「基本設計図書」からの調整は、受注者の業務範囲とする。ただし、各種許認可申請等に必要な仕様等と本書及び「基本設計図書」の内容に著しい不一致が発生する場合は、監督職員と協議すること。

(2)留意事項

ア 基本設計及び技術提案に関する事項

受注者は技術提案書に基づき、「基本設計図書」に示す内容について、意匠(昇降機を含む。)、構造、電気設備、機械設備の各要素についてデザインと技術の両面にわたり細部の検討を行うこと。

実施設計の検討に当たっては、「基本設計図書」に記載された内容の機能・性能・品質を確保すること。

イ その他

- ・ 受注者は、発注者の新庁舎北棟に対する要望を確認するとともに、周辺環境整備に配慮しながら実施設計を進めること。
- ・ 受注者は、業務の詳細及び工事施工の範囲について、監督職員と綿密に連絡を取り、十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- ・ 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督職員に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せを行うこと。
- ・ 受注者は、上記のほか定期的に当該業務の進捗状況及び内容について発注者に報告し、発注者及び関係部署と協議等を行った際には協議録等を作成し、発注者に提出すること。
- ・ 受注者は、法規制やインフラ等の諸条件については、関係官公署等で事前に確認して、協議録等を作成のうえ監督職員に報告すること。
- ・ 本書及び「基本設計図書」等に示す内容に疑義がある場合は、監督職員と協議すること。
- ・ 受注者は、発注者の求めに応じて、随時、実施設計業務に関する説明を行い、資料などを整理すること。

(3)設計図書

事業者は、実施設計完了後、以下の設計図書を町に提出するものとし、様式・書式については、事前に町の承諾を得るものとする。

電子納品については、手続書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に準拠し提出するものとする。なお、当該建物の設計図書等に関する著作権は、町に移譲するものとする。

■設計図書一覧(例であり、詳細は別途協議とする)

品目	仕様	数量
実施設計図書	図面サイズは A3 版を標準とする 二つ折り製本 A4 版(A3折込) 電子データ	各 2
表紙(工事名称)		
図面リスト		
工事仕様書		
特記仕様書		
案内図・配置図		
平面図・立面図		
展開図・断面図		
矩計図・詳細図		
建具表・構造図		
設備図(電気、機械)		
その他必要な図面		
構造計算書		1
積算業務調書		1
積算数量計算書・集計表		1
拾い表(拾い図共)		1
工事費内訳書・代価表		1
設備容量等計算書		1
申請・届出図書	証書、副本(建築確認申請書、確認済証を含む)	1
法令調査、現地調査等報告書		1
各種協議、打合せ記録簿		1
各種技術資料・検討記録		1
什器備品リスト		1
その他調査資料		1

※ 各図書 A4 版ファイル左綴じで図書名を表紙及び背表紙に記載すること。

※ 全てに電子データを添付すること。電子データは、最新定義ファイルでウィルスチェックの上、DVD-R で2部提出すること。

※ 図面データは JWW、DXF、DWG 形式とし、合わせて PDF 形式も提出すること。

※ 実施設計完了後、速やかに実施設計の完了届を監督職員に提出すること。

(4)関連業務との調整

受注者は、実施設計業務期間中、監督職員の指示のもと、新庁舎南棟の想定及び、外構工事について、町の担当者との調整を行い、基本設計意図を踏まえた実施設計図書を作成するよう留意すること。

4 工事監理業務に係る要求水準

工事監理業務は、実施設計の内容が工事施工に反映されていることの確認、契約工期に基づく工程管理、設計品質を実現する品質管理、必要な設計内容や変更を工事へ反映するとともに、監督職員、実施設計者、工事施工者等との連絡調整を行い、発注者の工事の目的や要望を実現することを目的とする。

(1) 工事監理業務

ア 工事監理業務

- ・ 受注者は、プロポーザル実施要領及び各種法令に基づいた資格等を有する工事監理者を選定するとともに、業務に支障をきたすことのないよう、技術的な知識を有し、工事監理業務を経験した者を選定すること。
- ・ 受注者は、プロポーザル実施時に提出した書類に基づき工事監理者を配置すること。
- ・ 工事監理者は、適用法令、適用基準等に基づいて工事監理業務を実施するが、工事着手前に「(2)留意事項」も考慮した工事監理業務方針書を作成し、監督職員と十分に協議すること。
- ・ 工事監理者は、工事施工者との協議・指示事項等について、原則として書面をもって行うこと。

イ 施工段階における変更などの手続

- ・ 工事監理者は、施工段階での各種行政手続、申請手続に関する関係機関との協議や実際の手続を、実施設計者とともに滞りなく行うこと。
- ・ 工事監理者は、施工段階での提案などにより発生した変更事項について、実施設計者とともに性能、コスト、工期を検証し、要求水準の内容に不一致の懸念が認められる場合は、監督職員と協議すること。

ウ 主な業務内容

- ・ 業務内容は、法定の工事監理業務(令和6年国土交通省告示第8号の工事監理業務)及び契約に定めた工事監理業務とする。
- ・ 工事監理者は、工事着手前に工事施工者の作成する工程表、施工関係書類などを確認するとともに、遅滞なく必要な届出手続等が行われていることを確認すること。
- ・ 工事監理者は、工事着手前に、工事施工者の作成する施工計画書、施工要領書、総合図、施工図、製作図等により、実施設計で求める機能・性能・品質が確保されていることや、適用する図書等の基準が遵守されているかを確認すること。また、施工の各段階において、施工状況の確認や材料試験の立会・出来高の検査等を行うこと。
- ・ 工事監理者は、工程会議を円滑に行えるよう、実施設計者や工事施工者を支援すること。
- ・ 工事監理者は、工事監理状況を「工事監理報告書(月報)」により、毎月末締めで進捗状況等を監督職員へ報告すること。また、必要に応じて随時すみやかに報告すること。
- ・ 工事監理業務の成果品として「工事監理業務に係る図書」を施工中に提出すること。

工事完成時に改めて成果品をまとめて提出すること。

■工事監理業務に係る図書一覧(例であり、詳細は別途協議とする)

品目	仕様	数量
各工事(建築・構造・電気設備・機械設備)の各種業務報告書	都度、各業務の立会検査・確認等の結果報告	1
工事監理報告書(月報)	各業務ごとに毎月提出	1
協議記録等	適時	1
各業務の立会検査・確認等の結果報告	適時	1

※ 様式、書式については、事前に町の確認を得るものとする。

(2)留意事項

工事監理者は、第三者の立場・視点に立って業務を遂行すること。

実施設計図書に加えて、本書及び基本設計図書に記載された内容も熟知した上で、品質・コスト・工期・安全に十分留意して業務を実施すること。

5 工事施工に係る要求水準

工事施工は、実施設計図書を具現化するに当たり、発注者の要求を適正に施工に反映した品質の施設を、安全に工期内で完成・引渡しするよう工事管理し、不具合がなく発注者の満足度の高いものを実現することを目的とする。

(1)建設工事

- ・ 受注者は、プロポーザル実施要領及び各種法令に基づき、現場代理人、監理技術者、各主任技術者を配置すること。
- ・ 受注者は、適用法令、適用基準等を遵守し、要求水準及び技術提案書並びに実施設計業務にて作成した実施設計図書に従って、整備内容、スケジュール等のおり新庁舎北棟の工事を施工し、所定の検査等を受け引渡しを行うこと。
- ・ 工事の対象は、新庁舎北棟の建築工事(昇降機を含む。)、電気設備工事、機械設備工事とする。
- ・ 受注者は、工事監理業務とともに施工期間中、その他の関係者との連絡調整に努め、各業務が円滑に実施できるように協力すること。
- ・ 受注者は、発注者の求めに応じて、随時、施工状況に関する説明を行い、基本設計及び実施設計意図が適正に施工内容に反映されるよう留意すること。
- ・ 受注者は、工程などについて協議や検討をするため、原則毎週1回以上、監督職員、その他の関係者の立会いのもと工程会議を主催すること。

(2)留意事項

ア 一般的事項

- ・ 本工事は周辺の歩行者や車両の動線確保に十分配慮すること。
- ・ 工事中の仮設物による電波障害対策工事が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに実施すること。
- ・ 本工事に支障となるため一時的に撤去や移設したものは、受注者の責任において復旧すること。
- ・ 発注者は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合に必要となる各種申請業務については、受注者が行うものとする。また、各種申請等に必要な手数料は、発注者の負担とする。

イ 施工段階における各種申請業務

- ・ 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行うこと。
- ・ その他施工段階における関係機関への届出手続等は、受注者が行うこと。
- ・ 上記における申請料は、受注者の負担とする。

ウ 写真撮影

- ・ 工事写真の撮影は、最新版の「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 令和5年版」(一般社団法人公共建築協会)に準

ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、監督職員と協議し決定すること。

- ・ 工事用地全体の定点・定期撮影を実施すること。撮影箇所・提出方法等については、監督職員と協議し決定すること。

オ 工程計画

- ・ 受注者は、実施設計の完了届を提出後速やかに、建設工事着手届及び建設工事工程表、その他必要な書類を発注者に提出するとともに、速やかに工事施工に着手すること。
- ・ 新庁舎の建設を完成し、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受けた上で、検査職員による検査を受け、合格すること。なお、令和10年(2028年)4月より、新庁舎への移転準備作業を予定している。

カ 書類の提出・常備

- ・ 受注者は、契約規則に掲げる書類を適切な時期に監督職員に提出し、承諾を得ること。提出時期については、監督職員の指示に従うこと。
- ・ 工事関係図書及び工事記録などは適宜工事現場に常備し、監督職員の求めに応じて、提示できるように整理しておくこと。

キ 進捗状況の報告と確認への対応

- ・ 受注者は、工事の進捗状況を毎月報告(工事進捗報告書(月報))するほか、発注者が要請したときは、施工の説明や報告を行うこと。
- ・ 発注者は、要求した性能に適合しているか否かについて、定期的な確認を行い、工程会議に立会うことができるとともに、施工状況の確認を行うことができるものとする。その結果、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。

ク 施工中、完成時、引渡し時

- ・ 受注者は、施工中、完成時、引渡し時には、別紙に示す施工記録などを整備し、監督職員の確認を受けること。書類の提出や電子納品については、監督職員に確認した上で提出すること。
- ・ 受注者は、各種試運転確認や完成自主検査、監理者検査を行った上で、監督職員による下検査を受けることとし、各種測定、竣工写真撮影等を終えて、滞りなく引渡しを終えること。受注者は、前述の各種試運転とは別に、発注者が指定する施設管理者等あてに各種機器・器具の取扱い説明を行うこと。

ケ 引渡し後1年、2年経過建物検査

- ・ 建物引渡し後1年、及び2年を経過した時点で、建物の検査を行う。
- ・ 検査は町、工事監理者、受注者(原則として管理技術者及び現場代理人が出席)が立会いの下に行い、異音、建具開閉不良、ひび、脱落、設備の不良、雨漏り、漏水、漏電など、設計及び施工等が原因と思われる不具合が生じていた場合は、受注者の負担において補修、改善すること。ただし、建物を使用したことによる一般的な破損・汚損等が明らかな場合は除く。

コ 契約不適合責任期間

構造躯体及び、屋根や外壁防水の保証期間は10年、ドアや建具等の開閉や防水につ

いては2年、設備は1年を基本とし、その間における不具合の解消、調整等に対応すること。ただし、プロポーザルの提案が上回るものはこれを優先する。

(3) 近隣への配慮

- ・ 工事にともなう、近隣説明会を開催する際、資料作成や準備等に協力すること。
- ・ 工事施工に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞等による近隣への影響について検討し、十分に配慮して取り組むこと。また、事前にポスティングや回覧等により工事の予定や影響について十分周知すること。
- ・ 施工方法、工程計画は、近隣にできるだけ影響の無いよう配慮すること。
- ・ 施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに監督職員に報告すること。なお、近隣対応に係る費用は、原則として受注者の負担とする。

6 その他業務

(1) 資料等の作成

受注者は、発注者が議会や町民等に向けて本工事の内容に関する説明・広報を行う場合、監督職員の要請に応じて説明用の資料作成や説明に協力するものとする。作成に当たっては、監督職員と協議し、作成すること。

(例)

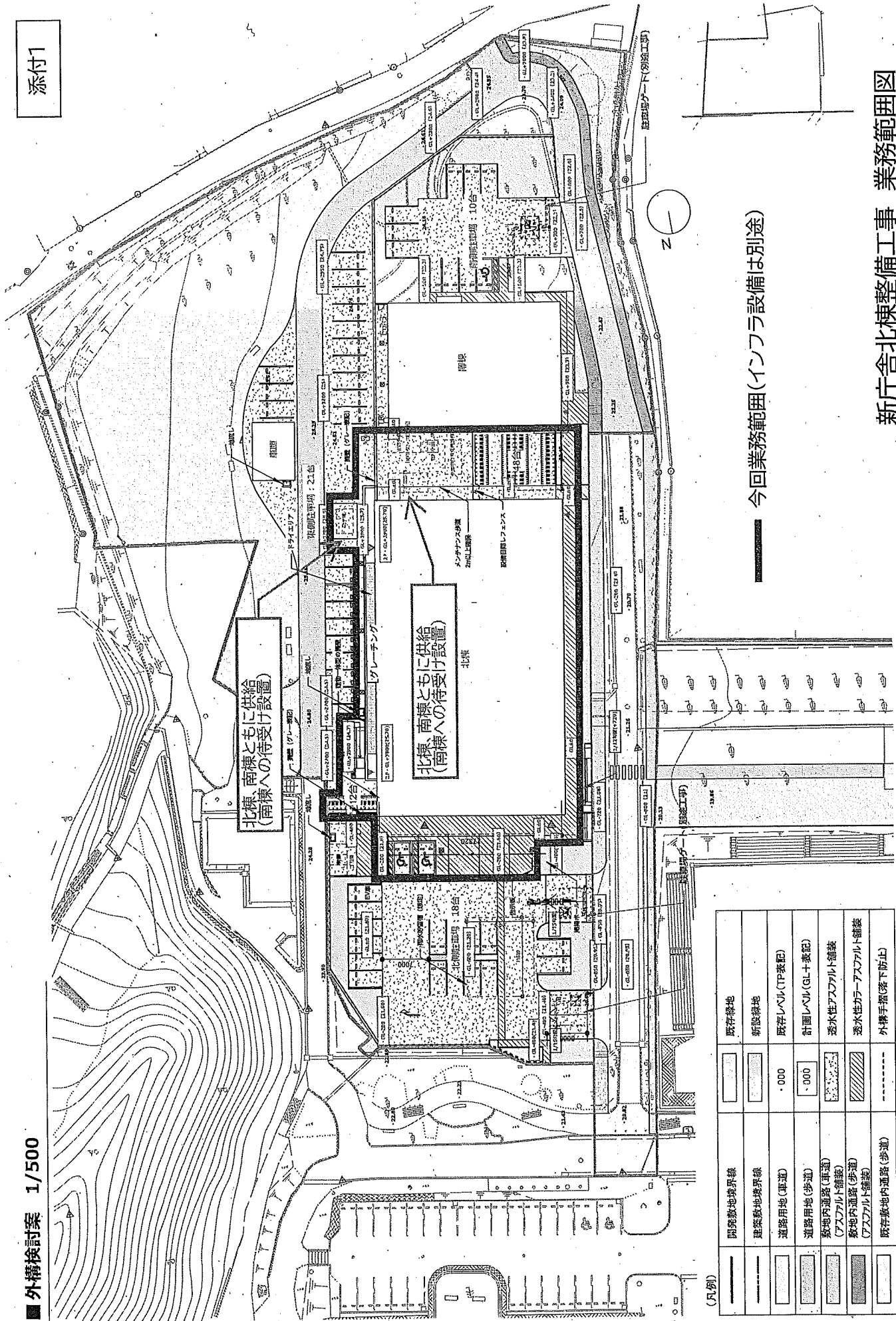
- ・ 工事進捗状況のホームページ用素材(写真、ドローンからの空中写真、動画など)
- ・ 工事説明のパンフレット

受注者は、供用開始後の新庁舎の施設運用方法及び維持管理方法について監督職員と協議し、維持管理に必要な資料として、以下の資料を作成すること。

- ・ 長期修繕計画書(屋根防水や主要設備等の更新時期、外壁のメンテナンスの推奨タイミングなど)
 - ・ 総合維持管理業務仕様書
 - ・ その他監督職員が必要と認める維持管理に必要な資料
- ※ 書式については、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参照し、書面にわかりやすくまとめること。

(2) 式典(予定)

受注者は、町が主催する起工式、竣工式及び内覧会等セレモニーに協力すること。



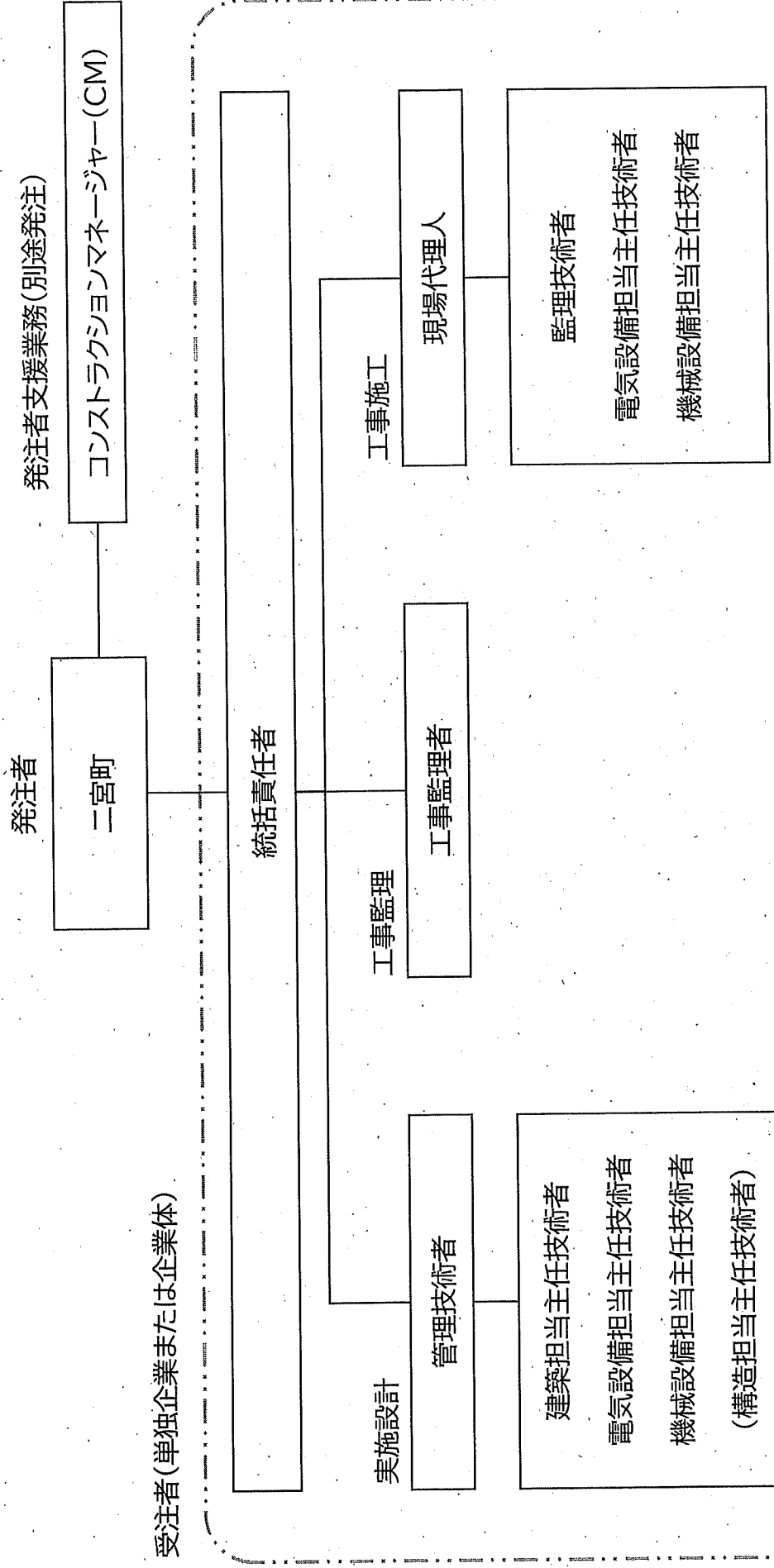
今回業務範囲(インフラ設備は別途)

新庁舎北棟整備工事 業務範囲図

(凡例)		開発敷地境界線	既存緑地
——		建築敷地境界線	新設緑地
——		道路用地(車道)	既存レベル(TP表記)
——		道路用地(歩道)	計画レベル(GL+表記)
——		敷地内通路(車道)	透水性アスファルト舗装
——		敷地内通路(歩道)	透水性カーアスファルト舗装
——		既存敷地内通路(歩道)	外構手摺(落下防止)

設計業務、工事監理業務、工事施工の実施体制表

添付2



その他資料

- ①施設概要図
- ②現場状況図1、2
- ③インフラ検討図1、2、3

■ ラディアアン周辺における施設概要

【設計の背景】

「新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」(令和 4 年 2 月策定)をベースに、生涯学習センターラディアアン周辺へ行政機能を集約するとともに、町民にとって居心地の良い場所となる拠点づくりを目的に次の3つの基本設計を実施しました。それぞれの施設整備だけでなく、各施設の機能やあり方を検討し、連携性を高めるとともに一体的な機能向上を図ります。

【各施設の設計概要】

【1】役場庁舎建設の基本設計

災害対策拠点となる庁舎としての耐震性が不足しており、建設から46年が経過し老朽化が著しいため、二宮町役場庁舎の修繕、建替えを実施します。

施設の所在	二宮町二宮 1199-1
用途地域	第1種住居地域
防火地域	準防火地域
敷地面積	約10,000㎡
建ぺい率	60%
容積率	200%
北棟	
施設用途	執務室、議場、会議室、防災倉庫ほか
施設の延べ面積	3,650㎡
主要構造	鉄筋コンクリート造、地上3階

南棟

施設用途	執務室、会議室、多目的室、教育支援室ほか
施設の延べ面積	924㎡程度
主要構造	軽量鉄骨造、地上2階

【2】生涯学習センターリニューアル(改修)の基本設計

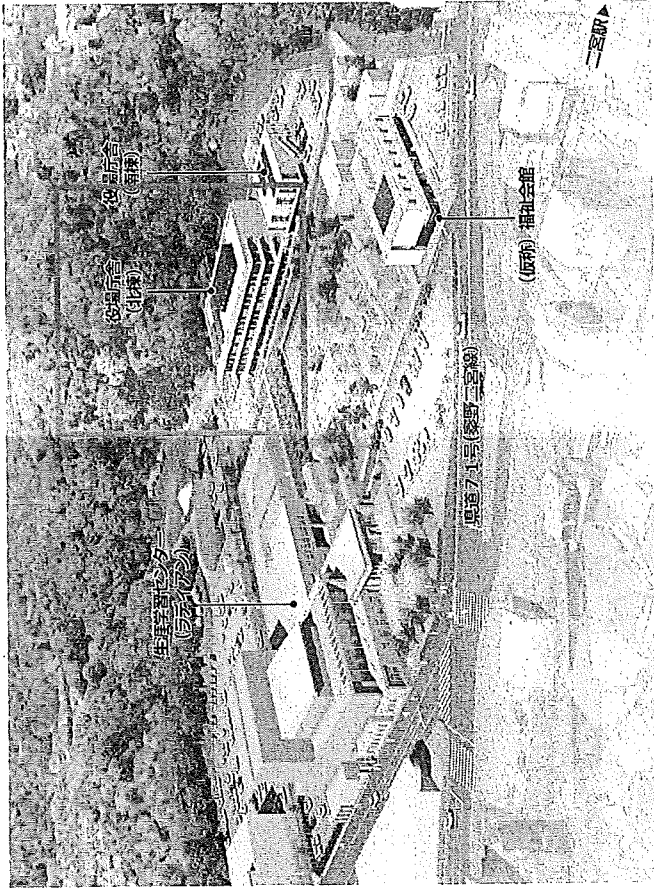
築24年が経過し、屋根や外壁の補修、空調機器の更新、天井の補強化(特定天井対策)を計画する中、新庁舎建設とともに施設の運動性、滞在性を高め、交流が生まれる居心地の良い場所となるよう、リニューアル(改修)を行います。

施設の所在	二宮町二宮1240-10
用途地域	第1種住居地域
防火地域	準防火地域
敷地面積	9,545.11㎡
建ぺい率	60%
容積率	200%
施設用途	多目的ホール、会議室、展示ギャラリー、図書館
施設の延べ面積	5,284.57㎡(公民館棟3,395.43㎡、図書館棟1,889.14㎡)
しゅん工年	平成12(2000)年7月31日
主要構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階

【3】(仮称)福祉会館建設の基本設計

保健センターの一部機能移転や町民活動発展の拠点、社会福祉協議会と行政の福祉サービスの連携の場とするため、旧ホテル跡地を活用した施設を建設します。

施設の所在	二宮町二宮 1208-1
用途地域	第1種住居地域
防火地域	準防火地域
敷地面積	約1,320㎡
建ぺい率	60%
容積率	200%
施設用途	会議室、調理室、相談室、ラウンジ
施設の延べ面積	915㎡
主要構造	軽量鉄骨造、地上2階



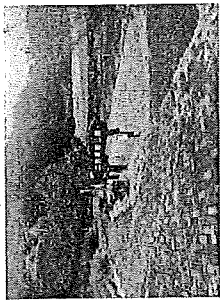
ラディアアン周辺は、二宮駅から約700mの徒歩圏内で、町内の各方面から利用して訪れることができます。主要地方道県道71号(桑野二宮線)に接しており、自転車や自動車によるアクセス性も高く、両側歩道付きの平坦な道路であることから、高齢者や子ども連れの歩行者の利便性や安全性も確保されています。また、県道が緊急輸送道路でもあることから災害時の応援や物資受け入れについても対応しやすい立地であり、公共施設の集約されることで災害時等においても連携性が高い場所になります。

新庁舎北棟整備工事 施設概要図

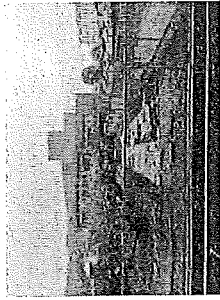
■ 現地調査報告書



① 敷地に近接する道路。コミュニティバスの動線。



② 敷地境界付近の北側遊歩道。敷地との高低差があるため、外構計画に注意が必要。



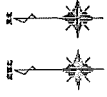
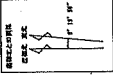
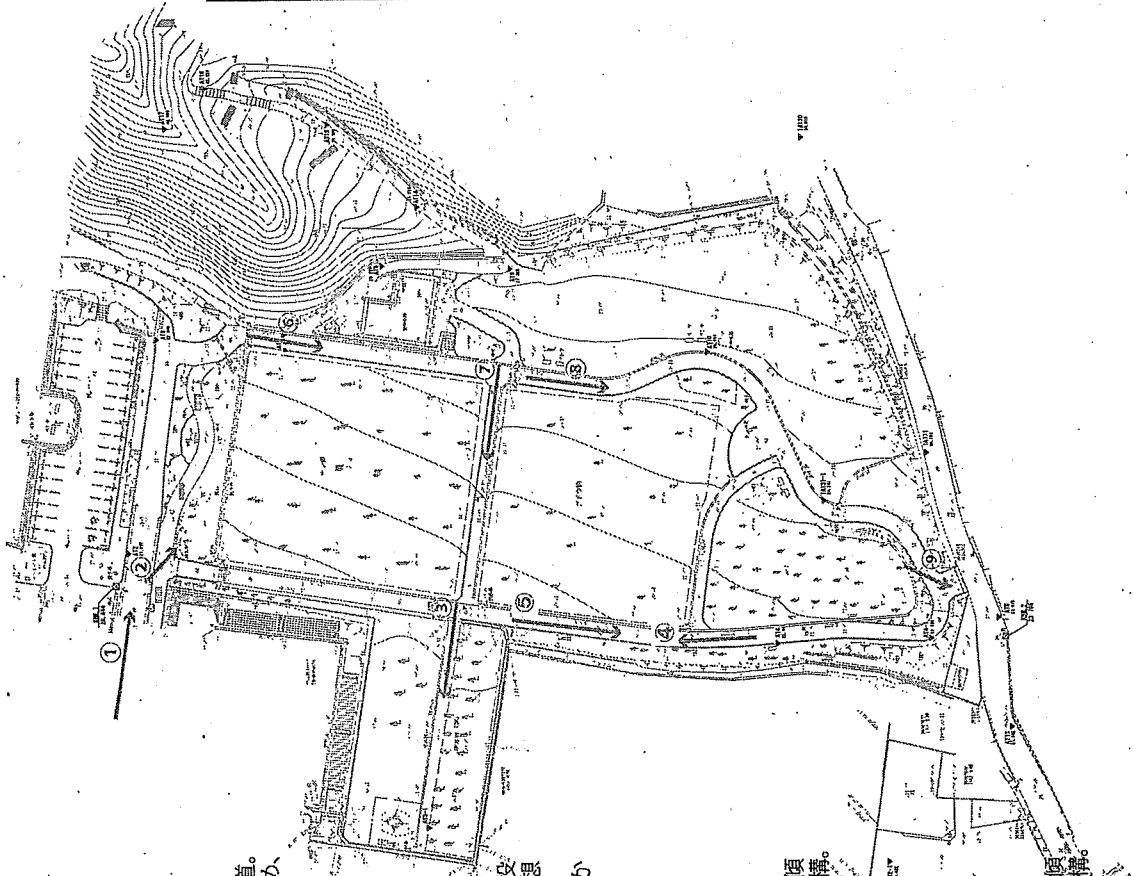
③ ラディアンモールから新役場庁舎へのメイン動線を想定。ラディアンから役場に向かい高くなる計画。



④ 西側通路幅員 4m 程度。南側から北側に向かって傾斜がつき、やや下がる外構。



⑤ 西側通路幅員 4m 程度。北側から南側に向かって傾斜がつき、やや上がる外構。



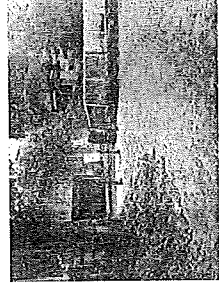
⑥ 東側通路。管理小屋への動線。南側に向かって傾斜がつき、やや上がる外構。



⑦ 東西の敷地境界線が 3 m 程度の高低差があり、擁壁等の設置が必要。



⑧ 南側の外構通路。曲線はできる限り残す想定。



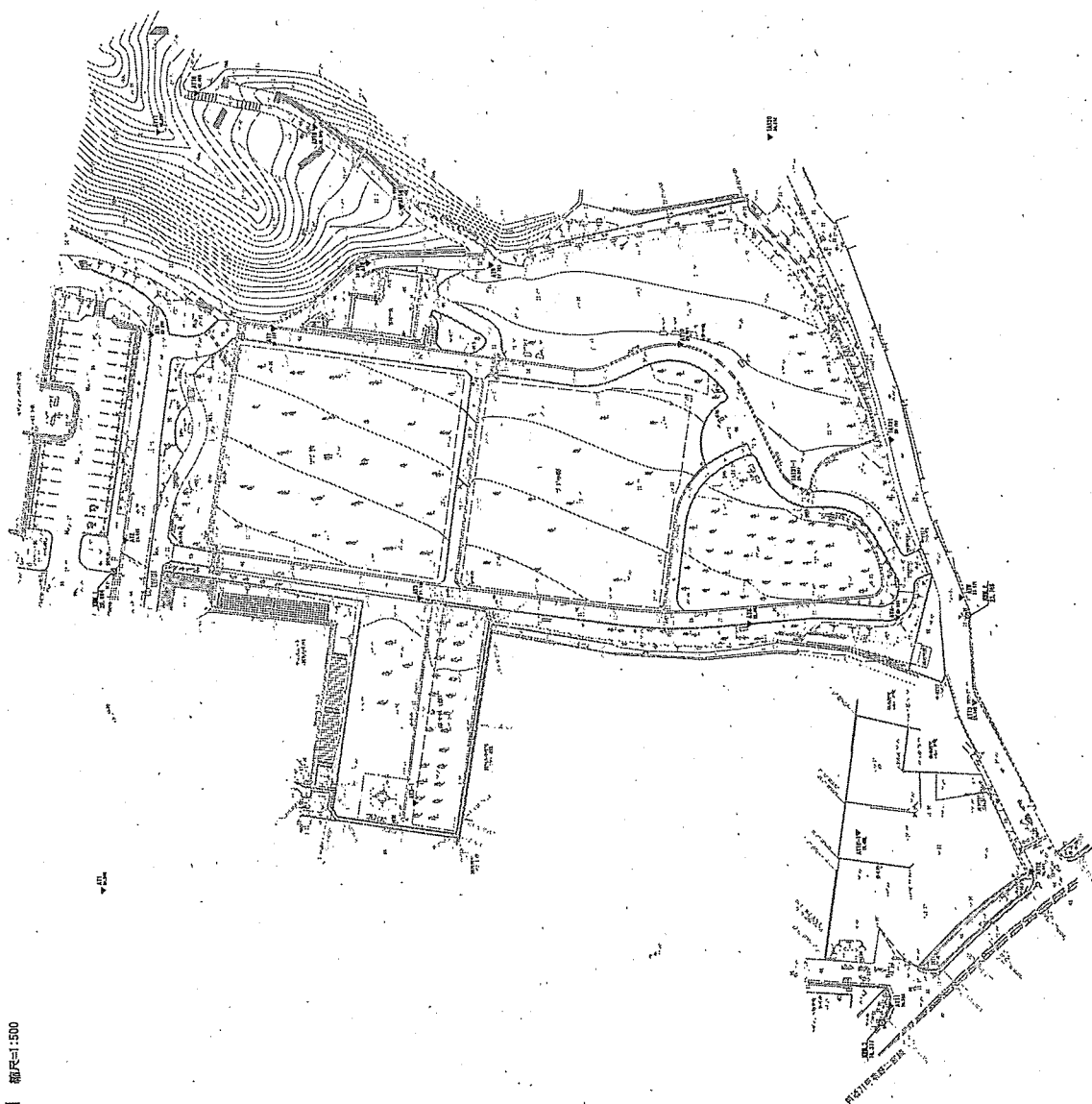
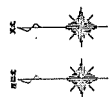
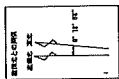
⑨ 敷地内歩行者入口。車両出入りをしない計画とする想定。

現況圖

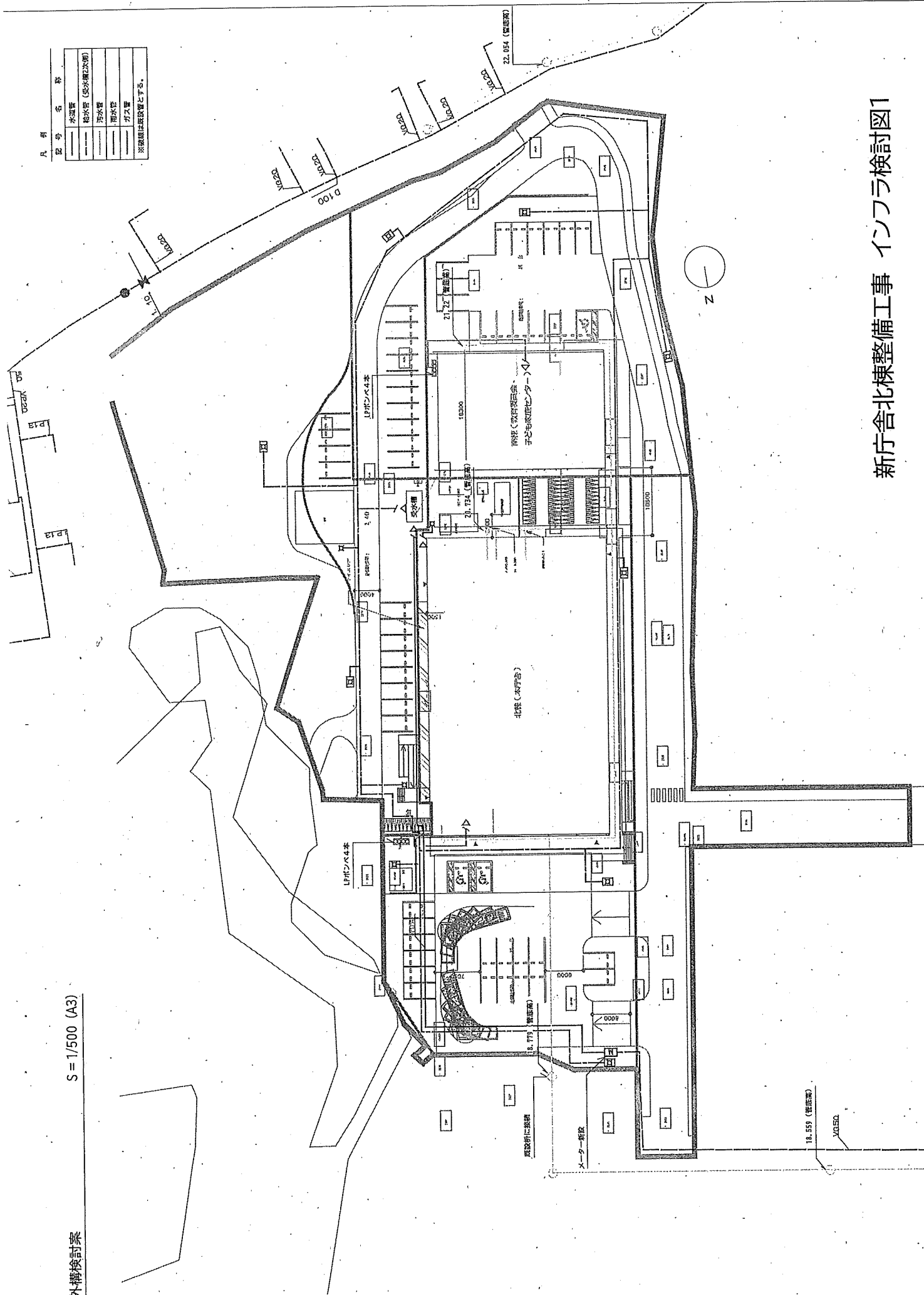
ラディアン周辺行政機能集約基本設計に伴う現地測量調査業務、

長和國一箇國二縣廿四族并

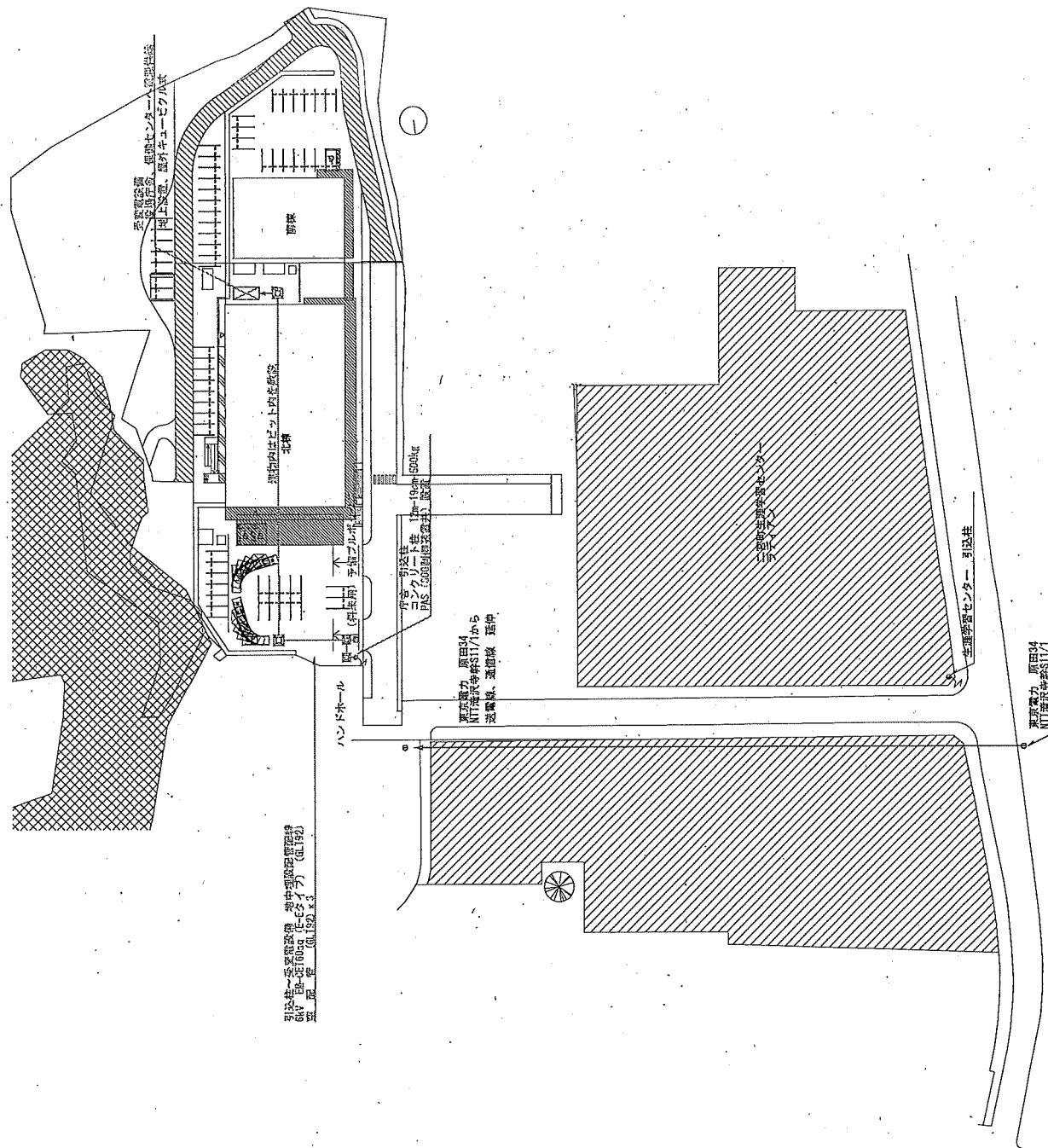
現況平面圖 縮尺=1:500

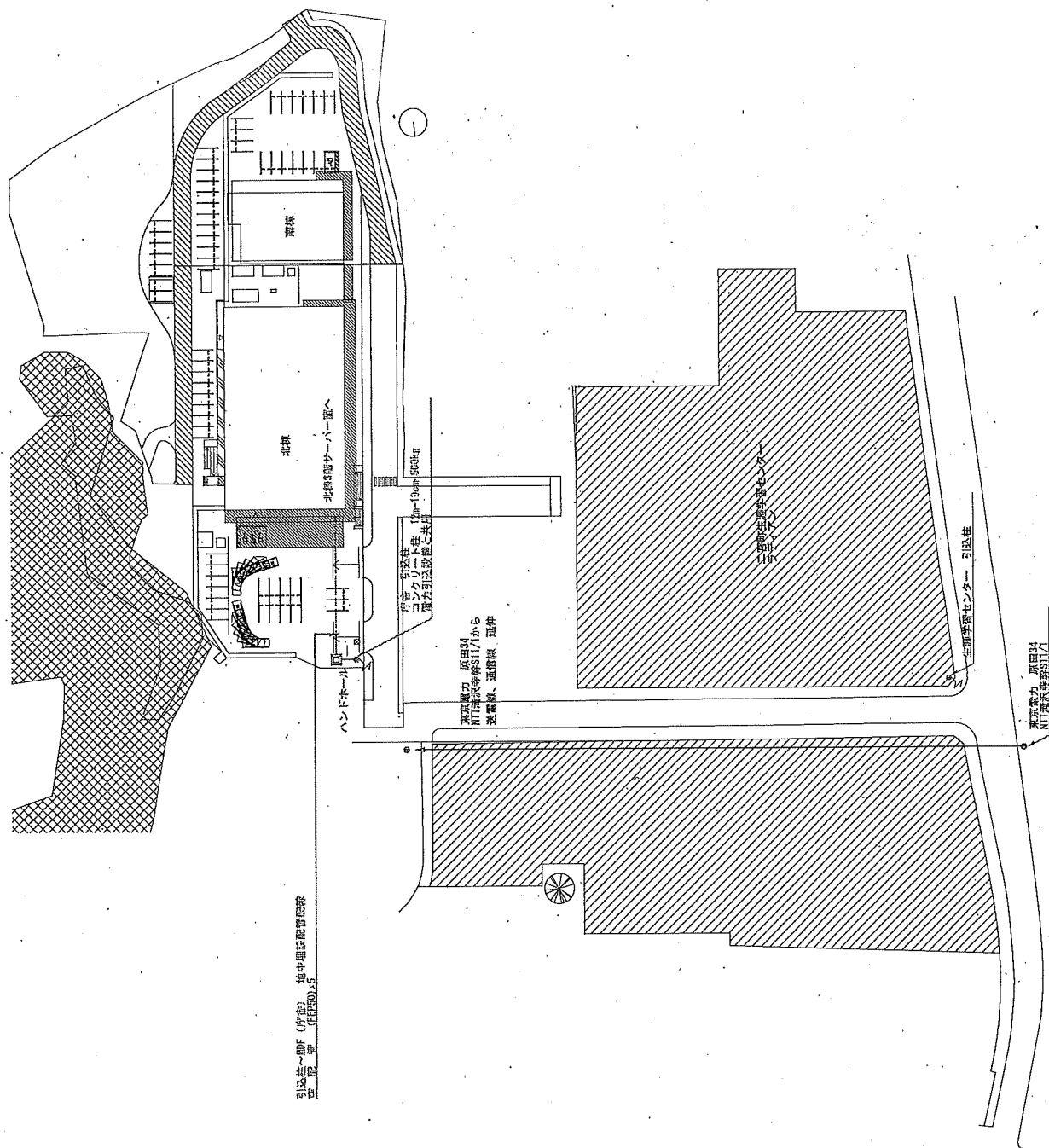
[illegible]

凡 例	記 号	名 称
	—	水道管
	—	給水管 (給水機2次側)
	—	汚水管
	—	雨水管
	—	ガス管
※設置は既設管とする。		



新庁舎北棟整備工事 インフラ検討図1





新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザルの審査結果について

公募型プロポーザルにより技術提案を募集した、新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）について、「新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき結果を通知します。

1. 業務名

新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）

2. 選定事業者名

区分	事業者	点数（/100点）
優先交渉権者	門倉組・三橋設計特別共同企業体 代表者 株式会社門倉組	80.63点

3. 選定方法

①参加表明受付（書類審査）

参加申し込みのあった1事業者の資格要件や業務実績、技術者の配置予定について審査しました。

②プレゼンテーション審査及び質疑応答

1者より提出された、配置予定技術者の資格や実績を確認するとともに、技術提案書を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行い、その内容について各審査員により評価し事業者を選定しました。

4. 選定委員会

「新庁舎北棟整備工事に係る受託候補者選定委員会」を設置し、事業者を選定しました。

5. 選定理由

選定した事業者の技術提案は、プロポーザル実施要領や要求水準書の内容を把握するとともに、住宅のほか、法務局、ラディアン、花の丘公園など様々な公共施設が近接する建設予定地周辺の環境をよく理解し、配慮されたものでした。

仮囲いや誘導員の配置、ゲートの管理等基本的な管理を丁寧に行うとともに、歩行者の安全確保や工事車両をきっかけとした渋滞予防の配慮など細部に渡り、安全対策への注意が見られ、円滑な工事施工が期待できる技術提案でした。また、工事への理解を促すための近隣周知や情報提供、地域貢献についても様々な提案が見受けられました。

特に着目した点としては、実施設計段階から、定期的に課題や工事費を管理する体制づくりのほか、デザインビルド発注方式のメリットを生かし、施工計画や生産計画、資機材調達の調整を並行して進め、定例会議等にも、施工担当者が積極的に参加して検討するということでした。

工事の品質確保においても、施工計画や手順書等の周知を着実に作業員と共有するとともに、地盤改良や基礎工事など工程段階に応じた検査徹底するなど、事業者が一丸となって工事に取り組む意気込みが感じられました。

以上のことから、本業務の趣旨、課題を的確に把握するとともに、事業遂行能力が優れており、各審査員の採点項目において高評価を得たことから、優先交渉権者として選定しました。